

第十二部

第三回 參議院水產委員會會議

昭和二十三年十一月十九日(金曜日)

○水産業協同組合法案(内閣送付) 本日の会議に付した事件

○漁業権等臨時措置法案(内閣送付)
○水産業協同組合法の制定に伴う水産業團体の整理等に関する法律案(内閣送付)

午後二時十二分開會

○委員長 松下辰雄君　只今から水産業協同組合法案についての第二讀会であります。が、全般的の條項について質疑なり、質疑する場合における御意見なりをお述べ願います。

○江熊哲翁君 今度漁業協同組合法ができるということに対しては、水産廳

も非常に努力されてることと想いま
すし、又漁民も非常に期待しているの
で、一日も早く本法案が審議されること
を希望、ご一議願ひます。

とを希望いたしますが、いすれぞうしつた我々の氣持が近く実を結ぶことに

はなると予想されるわけですが、私はこの水産行政の全般はまあこれは大部

分は漁村行政である。漁村行政といふものは、いわゆる漁村の協同組合の仕事

である。そういうふうに私は考える。

利個人の経験は確実としても、府県あたりの仕事の殆んど九割というものは

沿岸漁村の仕事なんあります。縣によつて多少海洋漁業關係の非常に重い

縣もあり、山口のごときは相当海洋漁業が重くも考えられておりますし、廿

事も相当あるわけであります。併し全
國的に見て沿岸漁村の仕事、つまり協

同組合の仕事というのが殆んど大部分なんであります。今漁村民主化のために、又沿岸漁業の協同化といったようなことから、漁業協同組合法というものが新たに制定されて、そうしてこういった運動が活潑に展開されようとしているわけですが、これに対して農林省が一体どれだけの準備をしているか。私は農業協同組合の場合を非常に興味を持つて見ておつたのであります。随分あれは莫大な経費をかけている。予算の内容は詳しくは知りませんが、併し府県の末端においての運動の展開はラジオ、講演、映画、その他ボスター、あらゆるもので総動員して協同組合の促進ということをやつたのであります。又中央からの全國の呼び掛けのためのラジオ放送にしましても、常にこの問題が取上げられておりました。私の郷里の駅の前なんかには盤三枚敷ぐらい大きな画面の入った掲示板を掲げて、強く農民というよりか一般農民に呼び掛けている。私は農林省の水産廳の今日の機構を見ると、どうもこういつた沿岸漁業に対する関心がむしろ非常に稀薄ではないかというふうに思ひます。併し水産廳もできれいに慎重に研究し、審議して行くと、いう一方に、これの裏付というものが十分でなかつたら、私は、單にこの法律ができたというだけでありまして、何んにもならないのではないか。勿論

資材とか、或いは資金の裏付けが必要だ。ということは昨日の委員会でも申上げたのですが、併しそれに行くまでに本当に民主的な漁業協同組合が生まれて来るかどうか。漁村民がそれだけの自覚を持つて、果してこの漁業協同組合の仕事に乗つて来るかどうか。その点が私は非常に懸念されるのでもあります。これに対してもう一つふうな予算内容を以てやろうとするのか。又どういう仕事を取上げようとしておきたいと思います。

共いたしました。これについての予算を要求をいたしておりまして、大体四ヶ月分を計上いたしまして、総計一千百万円の予算を追加予算として提出をいたす予定になつております。これは大体大陸当局ともすでに話合い済みでございまます。それで内容はこの水産業協同組合法の施行に伴いまして、その健全な発展と民主的な設立を図るために印刷物の刊行を行う。そして印刷物を作りまして、その協同組合の趣旨の普及、啓蒙を図つて行くこと、これから尙各府縣に亘りまして、大体十二回程度予定いたしておりますが、宣傳のための会議を開催

す。尙又その他縣又は適當な團體に委嘱をいたしまして、將來の協同組合の中堅の職員となるべき人の養成もやつて行く。予算是必ずしも私共の満足すべき狀態までは折り合ひがつかなかつたのでありますけれども、今後ともそういうふうな予算の確保についても努力をして参りたいと考えております。

す。尙又その他縣又は適當な團體に委嘱をいたしまして、將來の協同組合の中堅の職員となるべき人の養成もやつて行く。予算は必ずしも私共の満足すべき状態までは折り合ひがつかなかつたのでありますけれども、今後ともそういうふうな予算の確保についても努力をして参りたいと考えております。

○千田正君 この法案を提出した水産廳の当事者にお伺いしたいのですが、大体法案の由つて來たるところは、民主主義政治以下における水産部門の一つの革命であらうと思うのですが、先程江熊委員の言ふ通り、これは漁業会にとつては有史以來の革命的措置だと思ひます。私もそう信じたいのであります。実際この本法案の内容を検討して見るといふと、骨ての漁業会から一步でも前進した法案が盛られてあるかどうかということを考えるのであります。それは何故かといふと、從來の漁業会、水産会のいわゆる役員であつた人たちその者、大体において大きな資本家の階級、若しくはその雇人であつた人たちによつて代行されておつたこの漁業会、水産会というものが、その儘名前だけが變つて、再びこの漁業協同組合の役員になり、指導階級になつた場合に、これは所期の目的であるところのいわゆる日本の漁民の向上ということ、日本のかうした生産部門を、或いは指導階級を再びこの漁業協

昭和二十三年十一月十九日

1

らかの制限を求めるかどうかという点については、ちつとも法案においては盛られていない。私はこの点において單なる法案は出してあるけれども、今までの水産業会、漁業会と何ら変ることはないじやないか、かくさえも感心配するのは、先程も藤田次長の言う通り、この水産業といふものに対する漁民その他の問題は、非常に民度が低い、低いから農業協同組合のように一切を御破算にして、新らしい組織に変えるというのは、これは大きな問題になつて來るのであって、むしろ曾ての漁業会の立派な指導者であつた場合は、その中の三分の一なり、二分の一の人が參加することは好ましいことであるが、併し全部が再びこういう新らしい法の下に又指導階級になり、或いは又支配階級になるということは、ちつとも漁業会の革新にはならないと思ひます。この点において、條文には何らのそういうものの明確なものが載つておらない。この点においてはつきりした、この革命的な措置である漁業協同組合の法案に対するところの何か條文を盛る必要があるのじやないか、この点についてお答えを頂きたい。

したものであつて、水産加工業協同組合というような面から頗る離れた観点に置かれてあるのじやないかという感を深くさせるのであります。それで水産加工業協同組合を作るとするならば、勿論事業主が主体であつて結構であります。が、それに水産加工業に原料を供給する側、若しくはそれに從事するところの従業員の側もこの組合員になつていいのじやないか、そうでなければ、これは單なる商工協同組合に過ぎないと、こういう断定を下されても、これに抗弁するところの何ものもない。これでは水産廳の指導方針に則つておるかどうかということを再討する必要があると思うのであります。これに対しても水産廳の立案者から御答弁を承りたいと思うのであります。

のであります。それからもう一つ、水産加工業協同組合は事業主に限つておるが、これに原料を供給する側、或いは又從業者もこれに入れるべきではないかと御意見でござります。私共の考え方としては、水産加工業組合は、これはいわば特殊な加工業のみの職域組合、特殊な目的を持つておる組合というふうに考えております。従つて漁業協同組合の啓蒙運動もやつて行く、指導もやつておられます。従つて漁業協同組合の意に基いて、本当にこの人がいいということで、すべての者から選任をされて出て来るという以上は、これ亦新らしい協同組合の役員たる資格も十分あるというふうに考えられるわけであります。従いまして、私共の考え方といたしましては、やはり農業協同組合で取られた方針と同じように、現在の水産業團体の解散準備総会が開かれまして、解散準備総会の席上、水産業九同組合法の趣旨について十分漁民に納得をさせ、一般漁民がこれに対し理解を持つという段階に至りますまでは、從来の役員は組合の設立運動に從事することについては、これは差控えなければならんと思います。それ以後の問題につきましては、何らこれを特に現在の團体の役職員たるの故を以て、善きも悪しきもこれを排除するといふようなことについては、これは専検討を要する問題であると思います。要は組合の自主的な意思に基いて選ばれて来るならば、それも支障はないのじやないかというふうに考えておるわけであります。

考へたのであります。むしろ加工業組合の結成によつて資本主との間に、事を解決づけるというふうな建方にすべきであつて、特にこれを漁業協同組合と同じような考え方をする必要はないからうと考へたわけであります。それから尙原料を供給いたします側の問題につきましては、これは水産加工業協同組合運営に何らか同じような事業をやつております、関連をしておりますよなものについては、これは進会員として加入するような手段を認めておるわけであります。それは何ら支障がないだらうと考へております。併しながらむしろ私共といたしましては、やはり漁村においての中心の團体といふものは、これはやはり漁業協同組合を中心にして進んで行く、そうして必要なあるならば漁業協同組合も加工部門を行ふわけであります。その漁業協同組合の方に加工業水産組合を準會員として加入せしめて連絡をして行く。

要がないということは、一應御尤ものようあります。が、これは農業と違つて漁業においては、非常に民度が低いといふことは、はつきりお認め願いたい。民度が低いのが故に、尙一層こうした問題についてはいろいろな面から検討する必要がある。何故ならば、恐らくこの通りの組合法案が出たならば、結果としましては、今までの團体役員がそのまま恐らく居坐られるだらうと私は思います。それで果して水産廳が企図しておるような、いわゆる民主的な協同組合ができるかどうか、私はこの法案のまだだたならば、それは期待できないということをはつきり言いたい。それで私の言うのは、民度が低いならば低いだけむしろ今までの團体役員の数を或る品度限定して、そうして漁民の中からもしつかりした者を或る程度選舉すべである。それにはむしろこういう法案に、今の過渡期においては盛るべきであるというのが私の理論であります。何故かならば、恐らくこのまで行つたならば、尤も立派な人が沢山あると思います。縣の役員の中にもこれは漁民が見ても、誰しも新らしい漁業協同組合ができる、とういう人には是非指導者になつて頂きたいと申します。こういう人は堂々と、むしろ組合員から推薦されるだろうが、好ましからざる人物も相当いると思う、往々にしてこうしたボス階級その他のおまづかる故に、もう一度この点において十分なる検討を加えて頂きたい。この点

において特に私は水産廳の当事者にお

○江熊哲翁君

私は水産廳の当事者にお
ります。

会を認めていないということについて
は先日御質問申上げたのですが、はつきり意見を質したわけでありました
が、どうも私にびんと来るような御回答を得なかつた。私も何としても全國の連合会を法文化して行くことが非常に必要であつた、これが経済行爲の問題において難色があるということは、一應私も了承いたしますが、そういうものがなくとも、お互に業者たちが東京に出て来て、共り語り、共に励まし合うといふ、そいつた機関の面においても私は連合体というものを考えなければいけない。独占禁止法の関係とか、いろ／＼なことが言われておる
おいても私は連合会を認めなくてはいけない。業者の方も業者の方も皆この必要を認められるのではないかと思うのですが、これはいろ／＼な意味合において非常な困難な事情があつたかと思うのですが、私共はできるだけ早い間ににおいて何としても連合会を作らなければ、この協同組合の系統機関としての完全な仕事は私はできないと、こう思うのです。まあ一應地区的に兎の糞見たような協同組合を生み放したに過ぎないのである。これが大きくなることがいけない、協同組合を作ったならば十分だと初めから、生れた時から考えて育てる親はないと思う。この子供を四尺五寸以上に肥らせる必

要はないと考える者はない。どうもこの子供を大きくしてはいけないと、ことに決めてかかつておるところに協同組合の根本精神を忘れておる。協同組合というものはその日が食えないと、うな者が集まつて、そりして何とか助け合つて行こうというので作つてある協同組合ですから、特に中小の沿岸漁業者なんというのが、仮に私たるに論すれば、百や二百集まつたところでも大した力にならないのです。そんな毒な團体である。これが縣だけではなくて統合されたからといって何ら大きさがない。私は戦時中の統制機關としての農業会、或いは水産業会の部の人たちが譏りを受けておるわけですが、全國農業会あたりが不当な方針で活動したというようなことを全然知らぬわけではありません。併しそれが戦争が生んだ、誠に好ましからざるものなり邪道なのでありますて、今民主主義に生れるようとする、民主的に生れることが前提になつておるのであるから、その民主的に生まれないといふことになつておれば、それは今のところ考えられるが、民主的に小さい者がまとめて作らせる、作らせようというふうとを前提にして作られておる関係上、これが中央に来て何か話合つて励まし合う機関ぐらいは作つて悪いといふことは、何としても了解がしかねる。そういうようなところにもこの法案が一般に流れておる考え方にはどうも不服しかねる点が多いように思う。そ一例として私はもう一つ昨日水産業工協同組合の問題について申上げたのですが、私は、千田議員も今御意見あつたようですが、大体似たような意見のようになりますが、一つ

は加工業そのものが組合を作つていけないとか、或いは加工業者を大いに圧迫してよいという意味合で言うのではなく。これは別に考えられる筋があるということを申上げるので、これは誤解のないようにして頂きたい。それは生産組合というものはこの法文を読むとして置きまして、私は漁業生産組合のことについて考えて見たい。これについて御意見を十分伺いたい。それは生産組合といふことはこの法文を読むと、無論地域に制限がない。從つて漁業協同組合の場合と重複することは当然なことであります。そうしてこの生産組合といふものは、そうするとどういうことになるかというと、法文の示す通り、協同組合の如何なるメンバーよりか強力な人が或る特定の行爲をするために作った協同組合でありますから、漁村の実権といふか、実力といふものは、協同組合と生産組合が同一地区間にあつた場合に、生産組合といふのは実力が強いということになります。これは我々が本体として考えた漁村協同組合の見方から見ると、これは途轍もないものを抱え込んだというようなことを誰でも一番先に考える。これは元漁業実行組合といふものを、一應任意組合であるが、認めて来ておつた時代のことを考えればよく分るんです。この実行組合は法人格を持たない組合であったのですが、ある組合のごときは定置漁業を中心に実行組合員ができるてる。組合員の相当数がそれに参加しておる。ですから当時の実行組合ですから、元の漁業協同組合の下部機構であるといふこともこれ亦非常にはつきりしておる。然るにそういうふうな機構

にしてあつたにも拘わらず、私の知つておる漁業組合の場合の実例ですが、漁業協同組合の事務所は實にその粗末な、小つぽけな家におつて、職員もやつと二人か三人しか置けない。ところが一方の実行組合の方は御承知のように生産という大きな部面を握つておるだけにとても堂々たる洋館建の建物に入つて職員も十何名といふ。そうして実行組合の長なるものは、私共は戦争中はともかくともいたしまして、その実行組合の長は漁業会長がかねておるのならよいが、こういうふうな形は幕府的存在となつて困つたものだとしばしば申したのですが、全く幕府的な存在だ。今そういう言葉を使うのはおかしいが、昔の歴史には幕府といふものがあつて、とても……その在り方なんですがそれを例えて申上げるのですが、そういう実状で漁村の平和なんと云ふいうようなことは到底考えられない。それが決して生産増加の行き方にはならないのですけれども、これが今法人格を與えて協同組合と同一の仕事が全部できる。而も生産面においては協同組合も到底及ばないところの或る実権をを持つておるそういうわゆる業者の組合であるということになることは、これは余程今後の指導というものの考えなければ途轍もないことになりますがんか。協同出資をするということになると、丁度「ほとぎす」が「うぐいす」の巣に卵を産み「うぐいすが」結局子供と思つて育てて見たものは「ほとぎす」だつた、こういうことになりますね。私はこの漁業生産組合が実行組合の一つの発展過程としてここまで考えられたということは、漁村の沿岸漁業の發展上、漁業の企業化とい

う面から見て非常に望ましいことであると思うけれども、これが漁業協同組合とは全然別個に扱われておる。若し漁業生産組合、漁業協同組合の正会員になつて行くべき運命に置かれておれば、これは比較的コントロールが付くし、問題も解決が付くのじやないか。ところがこれを準会員として協同組合の場合扱つておる。こういうふうな点においても、私は非常にこれはむしろ手抜かりがある。この法律に流れている一つの考え方が、ここにも片鱗が現われておるのだ、こう私は思うんです。

かねるのであります。丁度角を彌めて牛を殺すという言葉があるが、この仕事は私は今後の協同組合の仕事に重大な支障を來すに相違ない。そうして而もここで以て我々の協同組合の仕事が一應全部終つてゐるわけなのです。これから上はないのであります。それでこれは何としても折角作つて頂いたところの、御心配して頂いたところの水産業協同組合法そのものがですね、これは未完成の状態にあるのです。決して完成したものじやない、未完成のままで、とにかくとても忙しくてやれない、とてもむずかしい仕事でやれないと、これらあたりで銘々で、各府縣で思い／＼を作るなら作つて見る。協同組合に金を出すのも脱落するのも自由だということを頻りに主張されるが、作るなら作つて見ろといふうに私は思つてない。つまり私は、ちよつと考えただけで今申上げましたような、こういうふうな重大な欠陥が、而も或る一つの筋を引いて到る所によきによき現われている。こういうようなことは詳細に仕事をやつておる人たちが研究した曉には、必ずこれらについて不満が勃發するだらうと思う。今のところまだ法案が、一般に公表されて研究の機会を與えたとは申しますけれども、本当に仕事をやつている人たちには、この法案の全部を皆さんに手渡して研究さしたわけでもなし、ただ新聞雑誌などで抜萃的な記事が出て、それによつて號い知つたという程度で、余り詳しいことは知らないから、今日余り問題にならないのであつて、これが十分分り、各條文の関係がはつきり分つて來ると、むしろ驚くのじやない

か、びっくりするのじやないか、そういう氣がするのです。何としても私はこの法案全体に対し非常に不満足な点が多いということを申上げるのであります。そこで私は老婆心であります。とにかくこの模範定款というようなものがこの法律の中に作られるようになつておりますから、一日も早く作つて、こんなふうにして今後の組合といふものはやつて行くのだといふことも併せて成るべく早くはつきりして、研究を徹底させ、意見を十分採入れて頂きたい。併し又、今日の國会情勢から見てなか／＼それは道遠しの感がありますけれども、併しいずれ何らかの決定が與えられた場合にも、それらの処置は必ず関係者から喜ばれるに相違ないと思ひますから、是非一つそういうふうにして頂きたいと思います。

は法案というものが一向示されていないなかつたし、私はそれに答えるのに、農政課から出でる農業協同組合法の解説の本を見る、あれは百二十円しかしに書いてある。読んで分りよい本で、恐らく漁業協同組合法ができるまでも、それが基本になつて作られるだらうと思ふ。と思うのだというようなことを申上げて、若い人たちにあの本の購読を奨めている。私はこんな重い大な使命を持つた、農業協同組合と漁業協同組合は似た点はあつても、根本的に違う点も随分あるのですから、この際十分なる一つ丁寧懇切な資料を盛つた、あれ式以上の印刷物を早急に作つて、漁村の人たちに配つて頂きたいということを併せてお願いしたいと思います。まあいろいろ御質問申上げたことについて一應の御答弁をお願いしたいと思ひます。

して参りたい。それに決して私共はやぶさかに考えておりません。そういう方向に進んで参りたい、かようになります。それから権限定款を早く作る、又解説書、懇切丁寧な解説書を作ると、いうことも、これも御尤もだと思ひます。私共においても今いろいろと計画をいたしております。これもできるだけ御期待に副うようにやつて参りたいと、こう思つております。

○矢野西雄君 これは打明けた話ですが、質問や、それからすでに御意見もいろいろと含まれておりますが、水産廳としては、それらの意見について、何かこの法案は案でありますから、どこか修正をしてもよろしいというようなお氣持でありますか、如何ですか、

○委員長(木下辰雄君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(木下辰雄君) 速記を始め
て。

○矢野西雄君 現在の國会のあり方としては、実はまだ國會も第一義的本質といふものも、実ははつきりしておらないのであつて、むしろ政府の法律案を審議して、賛否を決するというような態度であつて、これは決して在るべき姿ではないのであつて、立法府の本質としては、当然これらは各種の法律案も、參議院、或いは衆議院それが立法すべきである。そういう立場から考へるといふと、我が參議院の水産委員会は、その國權の最高機關たる立法院といふ立場から、当然独自の立場で立案して然るべきだと思いますが、臨時議会という特性もありますので、その点一應は又勘案しなければな

る御意見が江熊委員や、或いは千田委員から出ておりますが、千田委員にお尋ねいたしますが、討論に先立つては当然法律案の修正意見といふものを出して、そうしてこれによつて参議院の水産委員としては、それを又議に付して可決するなり、否決するなりして、何ら差支えないことがありますし、勿論当然そういうふうに運んで然るべき問題です。内輪話として如何でしようか。修正のこれに関する法律案をお出しになる何か御腹案がありますか、それらも一應承つて置ければよからうかと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) 今のは千田君に対しての質問ですか。

○矢野西雄君 江熊君です。

○江熊哲翁君 私はこの法律案に対しでは、前申上げましたように、明かに不十分であると認むべき点が多々あるわけであります。併し御承知のように、漁村の今日の状況はいろいろな事情が重なつて、非常に混乱と弱体化に陥つてゐる、はつきりした進路を百も早く示して貰いたい、ということが、漁村の実情である。そういうようなことを本國会にも関係の人たちが度数出て陳情いたしておりますし、又書類も陳情書も出でておる、請願も出でておる実情であります。ですから我々は意見のあるところは十分述べ、又政府自身の意見も承り、必要あることはそれを記録に留めて置いて、十分更に検討を重ねて、いざれ適當な機会にはその筋の了解を得て、我々漁民全部の希望に副うようになつたしたい。そういう検案を今一両日の中に、俄かに改正、修正意見案を出して、この法案を修正しなけれ

ばならないという問題より、この程度でも一刻も早く出した方が、漁村の人たちは喜ぶのである。そういうことを要求している実情であることを申上げて置きます。

○千田正君 只今の矢野委員からの懇切なお尋ねに対して、私はただ一点だけ申上げたいと思うのですが、それは根本問題であるから、先程も藤田次長とは多少違ったような観念で申上げたのですが、恐らく最初であります。これが重大な問題であるが故に、これは重大な問題である。このものはこのままの法案で通過して、一体今までの指導者以外の人たちが、大体どのくらいに出ると見ておるかという見通しを、藤田次長は持つておられるかということをお伺いしたいと思います。この法案が通過することによって、少くとも過半数は本当の漁民代表者が出て来るというお考であるならば、むしろ今江熊委員のように、これを一日も早く通過さした方がよろしいという結論になるのです。私の観点から言えば、恐らく從來の指導者が、過半数を占めて、新らしい意味におけるところの民主的な團体としての指導階級が、この面に現れて来ないと、こう思うが故に、私としてはでき得べくんば、從來の指導者階級を半数に止めて、後の半数は……これを半数選出した場合は半数は出してもいいといふ制限を加えたらしいと、私はその点を主張したいのですが、藤田次長にしてよろしいといふことは、組合員が聞いた二三のことについて、一應次長の御意見を承つて置きたいと思います。これは第五十二條その他によく出ておる「組合員の総数が三百人をこえる組合は、定款の定めるところにより、組合会に代るべき総代会を設けることができる。」こういうことになつて、「総代の定数は、五十人以上でなければ

組合の例でございますが、現在農業協同組合におきましても、やはり私共の

ならない。」とこういうのですが、この全国二百人以上の業会数がいくらあるかということについては、いずれ御調査になつておることと思いますが、それがお分りでしたらその数をお示し願

いたい。ところが陳情の人たちの言

うのは、二百名をこえる業会は極めて優秀な大きい業会で、その数は極めて少い。而もそのうち総代を五十名を下

つけはいけない。五十名以上でなければならぬというと、余り総代の数が多くて、総代を置いた甲斐がないのではないか。実際又見ましても、二百名まで、私共も推測することは非常に困難であると思います。我々としては、できるだけその啓蒙運動をしつかりやる責任上、新らしい漁業協同組

得る組合の、何と申しますか、制限を緩和して、もう少し人数も少くし、又

なことについて一應御意見を承りたい

と思います。

○千田正君 只今の矢野委員からの懇切なお尋ねに対して、私はただ一点だけ申上げたいと思うのですが、それは根本問題であるから、先程も藤

役員であつた者の数が確かに三割程度といたしておつたと考えておりますが、その結果は、新らしき農業協同組合に、又連合会の役員の中では、旧團体の

組合と、その旧役員の占める率がどうなるかという問題につきましては、これは必ずしも想像を許さないのでありまして、私共も推測することは非常に困難であると思います。我々としては、できるだけその啓蒙運動をしつかりやる責任上、新らしい漁業協同組合の趣旨をよく理解させます。そうして又本当に漁民の要望するような人が出て来るというように持つて参りたい

といふことを予想することは、私としてもできませんけれども、相当地新らしいと、さように考えておるわけでありまして、ただどのくらいになるだろうと

何とかならないかという陳情をしておりません。これに對してどういうふうになつておるか。それで業者たちは、これは二十名ぐらゐでいいではないか。それぐらいに何とかならないかという立場で、法律で示したところです。そういう計算になるが、五十名以上の総代といふことになると、実際総代が多過ぎる。

○説明員(藤田正君) この総代を置きたい。ところが陳情の人たちの言

うのは、二百名をこえる業会は極めて優秀な大きい業会で、その数は極めて少い。而もそのうち総代を五十名を下

つけはいけない。五十名以上でなければならぬというと、余り総代の数が多くて、総代を置いた甲斐がないのではないか。実際又見ましても、二百名まで、私共も推測することは非常に困難であると思います。我々としては、できるだけその啓蒙運動をしつかりやる責任上、新らしい漁業協同組合の趣旨をよく理解させます。そうして又本当に漁民の要望するような人が出て来るというように持つて参りたい

といふことを予想することは、私としてもできませんけれども、相当地新らしいと、さように考えておるわけでありまして、ただどのくらいになるだろうと

何とかならないかという立場で、法律で示したところです。そういう計算になるが、五十名以上の総代といふことになると、実際総代が多過ぎる。

○説明員(藤田正君) この総代を置きたい。ところが陳情の人たちの言

うのは、二百名をこえる業会は極めて優秀な大きい業会で、その数は極めて少い。而もそのうち総代を五十名を下

つけはいけない。五十名以上でなければならぬというと、余り総代の数が多くて、総代を置いた甲斐がないのではないか。実際又見ましても、二百名まで、私共も推測することは非常に困難であると思います。我々としては、できるだけその啓蒙運動をしつかりやる責任上、新らしい漁業協同組合の趣旨をよく理解させます。そうして又本当に漁民の要望するような人が出て来るというように持つて参りたい

といふことを予想することは、私としてもできませんけれども、相当地新らしいと、さように考えておるわけでありまして、ただどのくらいになるだろうと

